様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	大津市仰木太鼓会館の施設使用料の減免		
根拠法令名	大津市仰木太鼓会館条例		（条項）第６条
基準法令名	大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則		（条項）第６条
所管部署	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	７　　日	法定処理期間	ー　　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則第６条各号に掲げるとおりとし、同条第２号に規定する「その他館長が必要と認めた場合」とは次に掲げる場合をいい、その場合における減免の額は、当該号に定めるところによる。

１　公共的な団体又は機関が、公益に資すると認められる事業に使用する場合　　半額

〔根拠法令等〕
大津市仰木太鼓会館条例
（使用料の減免）
第６条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

〔基準法令等〕
大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則
（使用料の減免）
第６条　館長は、条例第６条の規定により、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定めるところにより使用料を減免する。
（１）　本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合　免除
（２）　その他館長が必要と認めた場合　その都度館長が定める額の減額

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。